

- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
広島市西区南観音五丁目16番7号
ネットヨタ広島株式会社
代表取締役 奥原 賢次郎
- 4 検査済証交付年月日
平成28年11月30日

広島市告示第558号

平成28年11月30日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定に基づき別添のとおり告示します。

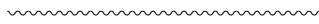
広島市長 松井 一 實

(別紙)

指定する指定緊急避難場所（風水害）

災害種別の欄の「○」印は、その災害に対する避難場所として、指定していることを示しています。

| 番号 | 名称 | 行政区 | 所在地 | 災害種別 | | |
|----|-------|------|------------|------|----|----|
| | | | | 土砂 | 高潮 | 洪水 |
| 1 | 川内児童館 | 安佐南区 | 川内五丁目39-32 | ○ | ○ | - |
| 2 | 伴南児童館 | 安佐南区 | 伴南一丁目21-1 | ○ | ○ | ○ |



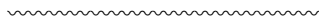
広島市告示第561号

平成28年11月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者 名称 | 事業所 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------------------|----------------------|---------------------------------|-------------|----------------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 一般社団法人 こたつ安佐北 | 総合支援サービス こたつ | 広島市安佐北区可部南一丁目8番44号サニーコーポ武田II302 | 平成28年11月30日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 社会福祉法人 三篠会 | ゆたか園訪問介護事業所 | 広島市安佐北区小河原町1281番地 | 平成28年11月30日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 株式会社 アクティ | 介護ステーション遊 | 広島市安芸区矢野町寺屋敷752番地696 | 平成28年11月30日 | 介護予防訪問介護 |
| 株式会社 ウェルフェア・サイエンス・ラボ | デイサービス ビスクブナケア富士見 | 広島市中区富士見町16番4号セイコビル201号 | 平成28年11月30日 | 介護予防通所介護 |



広島市告示第562号

平成28年11月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者 名称 | 事業所 | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-------------------------|----------------------|-------------------------|-------------|-----------|
| | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社 ウェルフェア・サイエンス・ラボ | デイサービス ビスクブナケア富士見 | 広島市中区富士見町16番4号セイコビル201号 | 平成28年11月30日 | 地域密着型通所介護 |



広島市告示（中区）第266号

平成28年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第267号

平成28年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略



広島市告示（中区）第268号

平成28年11月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

す。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第269号

平成28年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第270号

平成28年11月7日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第271号

平成28年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第272号

平成28年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第273号

平成28年11月8日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、中区役所建設部建築課にて縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成28年11月8日
- 3 道路の位置 広島市中区江波東二丁目66番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20 m
延長 19.275 m

広島市告示(中区)第274号

平成28年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第275号

平成28年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第276号

平成28年11月11日

西新天地自転車等駐車場及び新白鳥駅A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第277号

平成28年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第278号

平成28年11月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第279号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第280号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第281号

平成28年11月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月21日から同年12月5日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|----------|--|-----|---------------------------|---------------|
| 市道 | 中3区217号線 | 中区江波南一丁目1469番41地先から 中区江波南一丁目1469番52地先まで | 旧 | メートル 5.74 ～ 5.78 | メートル 38.70 |
| | | | 新 | メートル 6.00 ～ 6.03 | メートル 38.70 |

広島市告示(中区)第282号

平成28年11月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月21日から同年12月5日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|--|------------|
| 市道 | 中3区217号線 | 広島市中区江波南一丁目1469番41地先から 広島市中区江波南一丁目1469番52地先まで | 平成28年1月14日 |

広島市告示(中区)第283号

平成28年11月21日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月21日から同年12月5日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|----------|--|-----|----------------------------|--------------|
| 市道 | 中3区222号線 | 中区江波南一丁目1469番52地先から 中区江波南一丁目1469番52地先まで | 旧 | メートル 5.60 ～ 11.05 | メートル 5.00 |
| | | | 新 | メートル 6.00 ～ 11.58 | メートル 5.00 |

広島市告示(中区)第284号

平成28年11月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月21日から平成28年12月5日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|--|------------|
| 市道 | 中3区222号線 | 広島市中区江波南一丁目1469番52地先から 広島市中区江波南一丁目1469番52地先まで | 平成28年1月14日 |

広島市告示(中区)第285号

平成28年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第286号

平成28年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第287号

平成28年11月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第288号

平成28年11月28日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（中区）第289号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第290号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第291号

平成28年11月29日

東新天地自転車等駐車場、広島バスセンター西A自転車等駐車場及び西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、11月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示（東区）第103号

平成28年11月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月4日から平成28年11月21日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|-------|-------------------------------------|-----|---------------------|-------|
| 主要地方道 | 広島中島線 | 東区上温品一丁目708番1地先から東区上温品一丁目708番15地先まで | 旧 | 10.0m ～ 14.8m | 40.0m |
| | | | 新 | 14.9m ～ 22.3m | 40.0m |

広島市告示（東区）第104号

平成28年11月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月4日から平成28年11月21日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----|--------|---------|
| | | | |

| | | | |
|-------|-------|-------------------------------------|------------|
| 主要地方道 | 広島中島線 | 東区上温品一丁目708番1地先から東区上温品一丁目708番15地先まで | 平成28年11月4日 |
|-------|-------|-------------------------------------|------------|

広島市告示(東区)第105号

平成28年11月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月4日から平成28年11月21日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|----------------------------------|------------|
| 市道 | 東5区193号線 | 東区二葉の里三丁目3番2地先から東区二葉の里三丁目20番地先まで | 平成28年11月4日 |

広島市告示(東区)第106号

平成28年11月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第107号

平成28年11月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第108号

平成28年11月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成28年11月11日
- 3 道路の位置 広島市東区戸坂くるめ木一丁目43番13の一部
- 4 幅員 4.5~6.3メートル
- 5 延長 30.79メートル

広島市告示(東区)第109号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第110号

平成28年11月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第111号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第112号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第161号

平成28年11月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第162号

平成28年11月1日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場A内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、10月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（南区）第163号

平成28年11月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月2日から同年11月16日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|----------|--|-----|---------------------------|---------------|
| 市道 | 南2区28号線 | 南区堀越一丁目234番41地先から 南区堀越一丁目234番41地先まで | 旧 | メートル 2.10 ～ 2.60 | メートル 17.11 |
| | | | 新 | メートル 3.30 ～ 4.00 | メートル 17.11 |
| 市道 | 南2区158号線 | 南区堀越一丁目234番41地先から 南区堀越一丁目234番45地先まで | 旧 | メートル 2.50 ～ 3.70 | メートル 41.68 |
| | | | 新 | メートル 3.35 ～ 4.00 | メートル 41.68 |

広島市告示（南区）第164号

平成28年11月2日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月2日から同年11月16日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|--|------------|
| 市道 | 南2区28号線 | 南区堀越一丁目234番41地先から 南区堀越一丁目234番41地先まで | 平成28年11月2日 |
| 市道 | 南2区158号線 | 南区堀越一丁目234番41地先から 南区堀越一丁目234番45地先まで | 平成28年11月2日 |

広島市告示（南区）第165号

平成28年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第166号

平成28年11月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 1 一団地の区域
広島市南区の東霞町764番、763番及び760番1並びに西本浦町759番3及び759番1の一部
- 2 認定番号
第H28認定通知広島市建30001号
- 3 認定年月日
平成28年11月8日

広島市告示（南区）第167号

平成28年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（南区）第168号

平成28年11月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第169号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第170号

平成28年11月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第171号

平成28年11月21日

広島駅南口第二駐輪場、広島駅南口第三駐輪場A、広島駅南口第三駐輪場B及び広島駅南口第五駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、11月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第172号

平成28年11月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第173号

平成28年11月28日

広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、11月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第174号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第175号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第95号

平成28年11月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第96号

平成28年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第97号

平成28年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

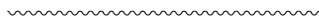
広島市告示(西区)第98号

平成28年11月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により

告示します。

広島市長 松井一實

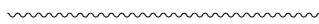


広島市告示(西区)第99号

平成28年11月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

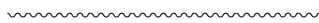


広島市告示(西区)第100号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

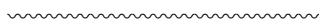


広島市告示(西区)第101号

平成28年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(西区)第102号

平成28年11月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成28年11月25日
- 3 道路の位置 広島市西区己斐本町三丁目の2360番11の一部、2360番12の一部、2413番1の一部、2413番2の一部及び2413番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.21メートル
延長 20.52メートル



広島市告示(西区)第103号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

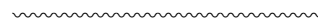


広島市告示(西区)第104号

平成28年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實



広島市告示(安佐南区)第85号

平成28年11月1日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第15号
- 2 指定年月日 平成28年11月1日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区長楽寺一丁目889番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 5.10~4.20m
延長 33.00m



広島市告示(安佐南区)第86号

平成28年11月11日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成28年11月11日から同年同月25日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|-------------|--|
| 里道 | 安佐南1区841号里道 | 安佐南区緑井五丁目3568番4地先から 安佐南区緑井五丁目3561番2地先まで |



広島市告示(安佐南区)第87号

平成28年11月17日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年10月28日及び同年11月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第88号

平成28年11月22日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成28年11月22日から同年12月6日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 区分, 路線名等, 路線名等, 所在(起点及び終点). It details the change of road names for '里道' (Ridō) in the Anza-nan-ku area.

広島市告示(安佐北区)第150号

平成28年11月1日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 6 columns: 道路の種類, 路線名, 変更区間, 旧新別, 敷地の幅員(m), 敷地の延長(m). It details the width and length changes for '市道' (Shimichō) in the Anza-hoku-ku area.

広島市告示(安佐北区)第151号

平成28年11月1日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月1日から同月15日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始区間, 供用開始の期日. It details the start of road use for '市道' (Shimichō) in the Anza-hoku-ku area.

広島市告示(安佐北区)第152号

平成28年11月4日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第9号
2. 指定年月日 平成28年11月4日
3. 道路の位置 広島市安佐北区可部南三丁目の156番8の一部、164番5の一部及び156番8地先水路
4. 幅員及び延長 幅員 4.50メートル
延長 24.78メートル

広島市告示(安佐北区)第153号

平成28年11月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第10号
2. 指定年月日 平成28年11月11日
3. 道路の位置 広島市安佐北区深川一丁目の991番8及び991番16の一部
4. 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 30.90メートル

広島市告示(安佐北区)第154号

平成28年11月15日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1. 指定番号 第11号
- 2. 指定年月日 平成28年11月15日
- 3. 道路の位置 広島市安佐北区落合南七丁目1458番1の一部
- 4. 幅員及び延長 幅員 4.10メートル
延長 53.38メートル

広島市告示(安佐北区)第155号

平成28年11月17日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成28年11月17日から同年12月1日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|------------|---------------------------------|
| 里道 | 安佐北3区27号里道 | 安佐北区可部南一丁目1031番3地先から同所1040番地先まで |

広島市告示(安佐北区)第156号

平成28年11月18日

道路法(昭和27年法律第180号)による事業計画のある次の道路を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成28年11月18日
- 3 路線名 一般県道宇津可部線
- 4 指定区間 (起点) 安佐北区亀山南二丁目326-7地先
(終点) 安佐北区亀山南二丁目326-7地先
- 5 幅員 4.760m
- 6 延長 18.43m

広島市告示(安佐北区)第157号

平成28年11月30日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、玖村駅駐輪場及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年11月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(安佐北区)第158号

平成28年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第89号

平成28年11月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第90号

平成28年11月2日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、10月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(安芸区)第91号

平成28年11月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月8日から同月22日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|-----------|---|-----|-------------------------|---------------|
| 市道 | 安芸1区190号線 | 広島市安芸区中野東一丁目7571番地10地先から広島市安芸区中野東一丁目7573番地3地先まで | 旧 | メートル 280 ～ 450 | メートル 25.00 |
| | | | 新 | メートル 400 ～ 450 | メートル 25.00 |

広島市告示(安芸区)第92号

平成28年11月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月8日から同月22日まで安芸区農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----------|---|------------|
| 市道 | 安芸1区190号線 | 広島市安芸区中野東一丁目7571番地10地先から 広島市安芸区中野東一丁目7573番地3地先まで | 平成28年11月8日 |

広島市告示(安芸区)第93号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第94号

平成28年11月18日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、11月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第95号

平成28年11月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成28年11月28日から同年12月12日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 新旧 | 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|----|------------|------------------------------|
| 旧 | 里道 | 安芸4区300号里道 | 安芸区矢野東六丁目2639番地先から2640番4地先まで |
| 新 | 里道 | 安芸4区300号里道 | 安芸区矢野東六丁目2639番地先から2639番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第163号

平成28年11月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第164号

平成28年11月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、平成28年11月2日から同月16日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|------------|--|
| 里道 | 佐伯2区516号里道 | 広島市佐伯区五日市二丁目210番地先から 広島市佐伯区五日市二丁目211番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第165号

平成28年11月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図書は、平成28年11月2日から同月16日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|------------|--|
| 里道 | 佐伯4区369号里道 | 広島市佐伯区五日市二丁目210番地先から 広島市佐伯区五日市二丁目211番地先まで |

広島市告示(佐伯区)第166号

平成28年11月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市長 松井一實

広島市告示（佐伯区）第167号

平成28年11月7日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年11月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第168号

平成28年11月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第169号

平成28年11月10日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月10日から同月24日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|------|-----------|--------------------------------------|-----|---------------------------|--------------|
| 市道 | 佐伯4区222号線 | 佐伯区新宮苑260番地2地先から 佐伯区新宮苑260番地2地先まで | 旧 | メートル 2.10 ～ 2.30 | メートル 9.80 |
| | | | 新 | メートル 4.00 ～ 4.20 | メートル 9.80 |

広島市告示（佐伯区）第170号

平成28年11月10日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月10日から同月24日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示（佐伯区）第171号

平成28年11月10日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第5号
- 2 指定年月日 平成28年11月10日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区八幡二丁目の320番1の一部及び321番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.30メートル
延長 55.13メートル

広島市告示（佐伯区）第172号

平成28年11月15日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月15日から同月29日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|-----------|--|-----|---------------------------|---------------|
| 市道 | 佐伯2区147号線 | 佐伯区利松三丁目552番地6地先から 佐伯区利松三丁目551番地5地先まで | 旧 | メートル 1.30 ～ 2.80 | メートル 37.50 |
| | | | 新 | メートル 4.30 ～ 4.30 | メートル 37.50 |

広島市告示（佐伯区）第173号

平成28年11月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年11月15日から同月29日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始 | 供用開始の期日 |
|-------|-----------|--------------------------------------|-------------|
| 市道 | 佐伯2区147号線 | 佐伯区利松三丁目552番地6地先から佐伯区利松三丁目551番地5地先まで | 平成28年11月15日 |

広島市告示(佐伯区)第174号

平成28年11月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第175号

平成28年11月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第176号

平成28年11月22日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、平成28年11月22日から同年12月6日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|------------|---------------------------------|
| 里道 | 佐伯2区281号里道 | 広島市佐伯区八幡三丁目1140番5地先から1140番9地先まで |

広島市告示(佐伯区)第177号

平成28年11月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第178号

平成28年11月22日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年11月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(佐伯区)第179号

平成28年11月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第180号

平成28年11月29日

広電佐伯区役所前駅駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年11月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(佐伯区)第181号

平成28年11月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(佐伯区)第182号

平成28年11月30日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等について

は、平成28年11月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

区 告 示

広島市安佐北区告示第3号

平成28年11月15日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則第2条第5項の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

- 自動車臨時運行許可番号標 広島 11-36
- 広島 13-78
- 広島 22-65
- 広島 22-71

区 選 管 告 示

広島市中区選挙管理委員会告示第32号

平成28年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信 介

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(ただし、縦覧期間のうち12月3日(土)及び同月4日(日)については、中区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第33号

平成28年11月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏

名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 中村 信 介

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
(ただし、縦覧期間のうち12月3日(土)及び同月4日(日)については、中区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第23号

平成28年11月22日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成28年12月3日及び同月4日の2日間については、東区役所市民部市民課休日受付窓口)
- 2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第24号

平成28年11月22日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局
(縦覧期間のうち平成28年12月3日及び同月4日の2日間については、東区役所市民部市民課

休日受付窓口)

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第34号

平成28年11月18日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会 委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号 広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市南区選挙管理委員会告示第35号

平成28年11月18日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会 委員長 大原貞夫

1 場所 広島市南区皆実町一丁目5番44号 広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第32号

平成28年11月16日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会 委員長 船木孝和

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号 広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第33号

平成28年11月16日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会 委員長 船木孝和

1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号 広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第24号

平成28年11月16日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会 委員長 渡部邦昭

1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第25号

平成28年11月16日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会 委員長 渡部邦昭

1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第26号

平成28年11月16日

昭和55年広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号による安佐南区の投票区の設置の告示中表の一部を、次のとおり変更します。

広島市安佐南区選挙管理委員会 委員長 渡部 邦昭

| 変更前 | | 変更後 | |
|------|--|------|---|
| 投票区名 | 投票区の区域 | 投票区名 | 投票区の区域 |
| 祇園第一 | 祇園一丁目 祇園二丁目 (30番~48番) 祇園三丁目 (5番~18番, 22番1号, 23番, 26番~50番, 52番1号) 長束三丁目 (8番~9番, 10番31号~10番39号) 山本一丁目 (1番) | 祇園第一 | 祇園一丁目 祇園二丁目 (30番~48番) 祇園三丁目 (5番~18番, 22番1号, 23番, 26番~50番, 52番1号, 60番~65番) 長束三丁目 (8番~9番, 10番31号~10番39号) 山本一丁目 (1番) |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第23号

平成28年11月17日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会 委員長 大本 和則

1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第24号

平成28年11月17日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のと

おり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会 委員長 大本 和則

1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所内

広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第35号

平成28年11月24日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会 委員長 荒井 秀則

1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内

広島市安芸区選挙管理委員会事務局

(縦覧期間のうち平成28年12月3日(土)及び同月4日(日)については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口)

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第36号

平成28年11月24日

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会 委員長 荒井 秀則

1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所内

広島市安芸区選挙管理委員会事務局

(縦覧期間のうち平成28年12月3日(土)及び同月4日(日)については、安芸区役所市民部市民課休日受付窓口)

2 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第35号

平成28年11月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成28年12月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
(12月3日(土)及び同月4日(日)については佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口)

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第36号

平成28年11月16日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定により、平成28年12月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠信雄

- 1 期間等 平成28年12月3日から同月7日までの5日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
(12月3日(土)及び同月4日(日)については佐伯区役所市民部市民課休日受付窓口)

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第16号

平成28年11月18日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
委員長 井内康輝

- 1 日時 平成28年11月25日(金) 午後1時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員室
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 広島市ハイスクールビジョン（案）について（報告）
- (2) 子どもの見守り活動について（報告）
- (3) 新しいタイプの高校の教育目標・教育方針等について（報告）

【非公開予定議題】

- (4) 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について（代決報告）